○法務省告示第四百七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月四日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社協都技工	埼玉県桶川市大字川田谷六千八百八十番地	仕上げ

○法務省告示第四百八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月四日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

豊田汽缶株式会社	愛知県豊田市渡刈町三丁目五十三番地	機械保全

○外務省告示第二百七十七号

平成二十七年七月十五日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十二年三月二十六日付けの交換公文に従ってスリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになった「地方道路開発計画」及び「東部州給水開発計画」の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ民主社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、それぞれ平成二十七年十二月三十一日及び平成二十八年七月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十七年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十八号

平成二十七年七月二十一日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　鎌田崇志在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成二十七年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十九号

平成二十七年七月二十三日にジュバで、ジュバ市水供給改善計画のための贈与に関する平成二十四年六月二十八日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換が南スーダン共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「四十四億二百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　紀谷昌彦在南スーダン大使

南スーダン側　バルナバ・マリアル・ベンジャミン外務・国際協力大臣

平成二十七年八月四日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三百四十一号

クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）第二百二十四条の四第二項第四号の規定に基づき、クレーン等安全規則第二百二十四条の四第二項第四号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和五十四年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号に次のように加える。

チ　外国においてクレーン・デリック運転士免許（取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したものを含む。）を受けた者に相当する資格を有し、かつ、イからトまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者（クレーンの運転の業務の安全上支障がないと認められる場合に限る。）

○農林水産省告示第千九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字堂ノ間字大鹿渕台一五三一、字ヲツケ川一五三五、一五三六、字中畑一五三七の一、字高取口一五三八の一、一五三八の二、字下畑一五三九の一、一五三九の二、一五四〇、字ツエノ迫一五四一、一五四二、一五四三の一、一五四三の二、一五四六、一五四七、一五四九、字万太郎一五四四、一五四五の一、一五四五の二、一五五一、字楠ノ木原一五五〇、字桑内木一五五二・一五五六・一五五七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五五三から一五五五まで、一五五八、字タカトリ一五五九の一、一五五九の二、一五五九の四、一五五九の五、一五六〇、字由畑一五六二の一、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六九、一五七〇の一から一五七〇の三まで、一五七一、字フチノモト一五七二の一、一五七三の一、一五七三の二、一五七五、字黒イブ一五七四の一、一五七四の二、字ツエヒキワリ一五七六、一五七七、字ツエ一五七八から一五八一まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町大戸字大ヤシキ三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町中野字佐部沢六六一二の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月四日

農林水産大臣　林　芳正